

放射線教育の拡充と学校現場での避難児童生徒への対応を強く求める意見書

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、国民の放射線に対する関心は高まり、学校現場等においても放射線教育の充実が進められているが、その取り組みは十分とは言えない。放射線に対する知識が不正確なことにより福島県民が偏見の目で見られ、さらなる精神的被害を受ける事態が生じている。

昨年11月には、原発事故後、福島県から県外へ自主避難した生徒が同級生から菌と呼ばれ、いわれなき誹謗中傷に遭い不登校になる事案が社会的に問題となった。また、本年2月には、関西の大学で外国人講師が福島県出身の女子学生に対し、「放射能を浴びているから電気を消すと光ると思った」などと発言し、精神的苦痛により授業を休みがちになる問題が明らかになるなど、本市を含む福島県民が各地で様々な精神的被害を受けている。

福島第一原子力発電所の廃炉作業が30年から40年かかるといわれる中、科学的事実に基づかない福島県民に対する偏見は、今後も続くおそれがあり、被災者に対して追い打ちともいえる新たな被害をもたらすものである。

よって、国においては、子供たちが放射線に対する基礎的な知識を習得し、将来にわたって実生活の中で活用できる能力を養うことのできる環境を整備するなど、放射線教育のさらなる拡充に努めるとともに、避難者を受け入れている地域の学校現場においては、避難児童生徒の心に格別に配慮した対応を徹底するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月22日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
文部科学大臣	松野博一様
厚生労働大臣	塩崎恭久様
農林水産大臣	山本有二様
経済産業大臣	世耕弘成様
復興大臣	吉野正芳様

いわき市議会議長 菅波 健